

(総務委員会)

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号)(衆議院送付)

要旨

本件は、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、日本放送協会の平成十九年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定の事業収入は六千三百四十八億円、事業支出は六千三百七億円で、事業収支差金は四十一億円である。この事業収支差金は、全額を債務償還のために使用する。

二、事業計画

平成十九年度は、改革・新生に向けた三か年計画の二年目として、NHKだからできる放送を通しての放送の公共的役割の追求、信頼される公共放送のための経営の改革、受信料の公平負担と効率的な契約収入活動に向けた取組、視聴者との結び付きの強化、国際放送による海外への情報発信の強化、新たな放送サービスの開発や放送の発展に向けた調査研究の推進、徹底した業務改革とスリム化の継続等に重点を置

いている。

三、資金計画

資金計画は、受信料、長期借入金等による入金総額六千六百六十三億円、事業経費、建設経費、長期借入金の返還等による出金総額六千六百三十二億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、受信料収入が不祥事発覚前の水準を大きく下回る状況にあるものの、国民・視聴者の信頼回復、受信料収入の回復、業務の効率化に向けた取組を進める途上であり、また、放送サービスの充実やコンプライアンス関係経費に予算を重点配分しつつ、経費削減により収支均衡を維持しており、収支予算等は、やむを得ない内容と認める旨の意見が付されている。